



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	一九世紀の蝦夷地：北海道における痘瘡流行対策とアイヌ社会 [全文の要約]
Author(s)	永野, 正宏
Description	この博士論文全文の閲覧方法については、以下のサイトをご参照ください。 https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第12508号
Issue Date	2017-03-23
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/65742
Type	doctoral thesis
File Information	Masahiro_Nagano_summary.pdf



平成28年度学位申請論文

「19世紀の蝦夷地・北海道における痘瘡流行対策とアイヌ社会」要約

永野 正宏

本稿は、近世後期以降の蝦夷地における幕藩制国家とアイヌ社会との関わりについて、近世後期から幕末維新期の蝦夷地や北海道における、幕藩制国家および近代国民国家である国家やアイヌ社会による痘瘡流行対策にかかる個別具体的な実証研究を通じて論じたものである。

近世蝦夷地における痘瘡流行対策については、医史学の分野と近世北海道史の分野において研究が積み重ねられてきた。その中でも近世北海道史の分野では、松前藩復興期と呼ばれる文政4年（1821）から安政2年（1855）の間のアイヌ人口の減少と痘瘡流行の関係についてと安政4年（1857）に実施された幕府による種痘についての2点がとりわけ関心が高く、研究が深められてきたといえる。その一方で、維新期の痘瘡流行やその対策についての研究は、概説的なレベルで留まっているといえよう。この中で、アイヌ人口減少の要因として、漁場労働者として運上屋等へアイヌが集住したところへ感染源となる出稼ぎ和人の大量往来があったことやアイヌを囲む劣悪な諸環境によって痘瘡流行被害が拡大したという指摘がなされた。また、安政期における種痘実施の背景については、日露通好条約締結前よりロシアとの国境問題の渦中にあった北蝦夷地（南サハリン）での領土問題に関連して、幕府が属人主義に基づき、論理上、国境と見なしていたアイヌの身体を保全するためでもあったという指摘もなされた。このように痘瘡流行対策と対蝦夷地政策や対外関係について徐々に明らかにされつつある。

本稿では、以上のような先行研究の指摘に学びつつ、従来、あまり論じられていなかった、国家が痘瘡対策を行う意義とその変容を考察することで、場所請負制とは異なる視点からみた国家によるアイヌ支配の一側面を明らかにできるであろうし、国家による痘瘡対策の中において、それを受容するアイヌの反応から、幕藩制国家とアイヌ社会の関わりが見出せるのではないかと考えるものである。

第1章では、幕府や松前藩という幕藩制国家の対策と、その対策によるアイヌ社会への影響の分析を通じて、主として19世紀前期の近世蝦夷地在地社会における痘瘡対策について検討した。その結果、アイヌ社会における主体的な痘瘡未患者対策であった、痘瘡流行時に山に避難する慣習（以下「山入り」という）が、文政元年（1818）に幕府が指示した流行時におけるアイヌの取扱方によって、場所請負人等の関与が増加し、異文化集団間の「秩序」に基づく行為に変容したことを指摘した。

第2章と第3章では、蝦夷地での痘瘡対策や種痘実施の経過を検討することにより、安政4年に幕府の決定に基づき箱館奉行が蝦夷地のアイヌに対して行った種痘の蝦夷地政策における意義や特質を論じた。特に第3章では、日露通好条約締結前よりロシアとの国境問題の渦中にあった北蝦夷地に着目し、そこで種痘を実施したことの意義につい

て考察した。これにより、種痘導入の契機は、幕府の御用所や蝦夷地警衛の出張陣屋が置かれ、新道も開通したスツツ場所での痘瘡流行により、場所内アイヌの約7割が死亡したことから、幕府の蝦夷地開拓政策に基づく和人の流入拡大の前に、「山入り」という「近世的」痘瘡対策が破綻したためとした。また、対蝦夷地政策における種痘の意義は、警衛を始めとする対蝦夷地諸政策推進にかかる蝦夷地への和人大量流入の実現に貢献したことと位置づけた。さらに、ロシアとの国境確定問題が停滞していた北蝦夷地における種痘の影響は、幕府が支配領域と認識していた地域のカラフトアイヌや他の異民族に対して、痘瘡による災厄からの「救助」を保証したことにより、カラフトアイヌらをロシアに靡かせないことに寄与したことと、ロシアに対する危惧の一つであった痘瘡流行に伴うカラフトアイヌらの病死や山林への逃散によって生じる空白地帯にロシア人が移住することへの予防に貢献したことと整理した。そして、安政年間の種痘の特質は、アイヌの慣習を起源とする「山入り」に替わる新たな痘瘡対策として、当時最先端の近代的な西洋技術である種痘が、近代国家のように法に基づく義務としてではなく、近世社会の特徴ともいえる説諭・利解の手続きを経て実施されたことと結論づけた。

第4章では、安政4年に実施した種痘に対する、アイヌが種痘を恐れ山に逃げた（以下、「山逃げ」という）とする叙述について、「山逃げ」の実態と要因を再検討した。既知の史料で確認できる「山逃げ」は、「立斎年表」等2点の根拠史料に基づく、東蝦夷地の4地域の出来事でしかなかったことを明らかにした。また、「場所」における幕吏の対応が「山逃げ」の要因の一つとし、「強制種痘」という評価は、安政期の種痘の一側面を強調したものと結論づけた。

第5章は、開拓使本支庁による天然痘予防則（明治8年（1875）3月22日開拓使札幌本庁達第42号・明治8年3月25日開拓使根室支庁布達第8号）および天然痘予防仮規則（明治8年2月23日開拓使函館支庁布達元第17号）施行までの北海道における痘瘡対策の展開について検討したところ、このような恒常的な痘瘡予防法制が確立したものの、区戸長の説諭による種痘普及規定があることから、近世近代移行期という過渡的段階の痘瘡対策と位置づけた。

本稿の検討結果として、国家による痘瘡対策の変容について考察することで、流行時の対策から流行前の予防策への拡充であったこと、蝦夷地経営の安定化や、開拓および外交問題の障害の解消という国家側の都合によって、新たな痘瘡対策の導入がなされたものであったことを明らかにできた。

また、そのような「山入り」から種痘へという、段階的に国家に依存せざるを得なくなる痘瘡対策の中において幕藩制国家とアイヌ社会の関係を指摘するならば、国家側からのアプローチを基本的には受け入れつつ、もしくは受け入れざるを得ず、しかし、僅かかもしれないが、支配人ら和人集団の指示に反して「山入り」を拒んだり、望んだりしたほか、種痘を拒んで「山逃げ」するなど、国家に唯々諾々と従ってばかりいた訳ではないアイヌの姿も明確にすることができたといえよう。